

大学の授業

期待と希望をもって入学された皆さんの多くは、初めて大学教育を受けられることとなります。大学教育では、自主的・主体的学習姿勢がとわれ、自分の意見を述べる機会も増えてきます。

大学教育では、自主的・主体的学習姿勢がとわれ、自分の意見を述べる機会も増えてきます。たとえば、学期末に行われる試験においてはレポート（小論文）試験があったり、筆記試験でも「〇〇とは何か論ぜよ」という問題であったりします。自分の意見を述べることが求められる授業も多くあります。また、テキストがなく口頭で授業が進む科目もあります。このように、大学では高等学校までの教育とは異なってきます。

以下、大学における授業について説明しますが、大学に入学されたばかりのあなた方にとってこれらの関係について一度に理解することは困難なことです。これから行われる学科ガイダンスや教務課が行う履修指導等を通じ、各授業科目区分の意義や関連、個々の授業内容について理解し履修するよう心掛けてください。

1. 大学の授業の構成

学芸学部の授業は、一般的教養教育を行う「総合教養科目」と学科の専門教育を行う「専門教育科目」及び教員免許取得用の卒業要件に入らない「自由科目」の3つに区分されます。これらが相俟って、学部の教育目標が達成されるように構成されています。

2. 大学の授業と自主的な学習

大学の学修は、大学における授業と学生諸君の自主的な学習によって、成り立っています。したがって、授業で習い理解すればよいということだけにとどまらず、学習した内容を独自に深め「血となり肉とする」よう、学ぶことに対する自主的で主体的な姿勢が求められます。図書館や English Study Center を利用することやグループスタディ・サークル・研究会等に積極的に参加することを通じ自立的に学修することが求められます。大学での学問の意味とは意図的かつ批判的にテーマを理解し知識を獲得し、仲間と意見交換や分析をすることにより創造的思考能力を獲得することです。

3. 単位制

この大学を卒業するには124単位以上修得する必要があります。単位とは、一つ一つの授業科目ごとに定められた学修に必要な時間を表したものです。ある授業科目の単位を取得したということは、その授業科目に定められている所定時間を学修し、その試験において合格の判定を受けたことをいいます。

4. 単位の計算

45時間の学修をもって1単位とすることとなっています。つまり、1単位に要する授業時間と自学自習の時間は、あわせて45時間となります。

授業科目の性格によっては、教室における比率が異なります。学則で特別に定めた授業科目以外は、次の

通り授業科目の性格ごとに授業時間と自学自習の時間の比率を定めています。

1. 講義を主とする授業科目では、1時間の教室での授業に対して2時間の自学自習を必要とするものとし、15週の学修で1単位とされています。
2. 講義と実習・実技が相半ばする演習科目では2時間の教室内の授業に対し1時間の時間の自学自習を必要とするものとし、15週の学修で1単位とします。
3. 実験・実技・実習を主とする授業科目では、3時間の教室内の授業15週の学修で1単位となります。

1単位当たりの授業と自学自習の比率

授業の種別	授業を受ける時間	自学自習の時間
講義科目	毎週1時間15週	毎週2時間15週
演習科目	毎週2時間15週	毎週1時間15週
実技科目	毎週3時間15週	

なお、特例として卒業論文や修了研究等学修の成果をもって、所定の単位をあたえる授業科目もあります。

5. 学期制

本学では、2学期制を採っています。1年を2分割し1学期を「前期」、2学期を「後期」と呼んでいます。学則上、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日となっています。前期と後期にそれぞれ15週、年間30週間授業が用意されています。なお、毎年祝日の関係で各曜日の開講時間数を保障する必要から実際の大学暦では、学期の始まりを多少前後させることがあります。

6. 授業時間

本学では1時限の授業は90分で2時間と換算します。始業と終業の授業時間帯は次の通りです。

時 限	時 間 割
第1時限	9:00 ~ 10:30
第2時限	10:40 ~ 12:10
第3時限	13:10 ~ 14:40
第4時限	14:50 ~ 16:20
第5時限	16:30 ~ 18:00

7. 履修登録

大学における学修は、主体的なものですから、一人一人の学修目標をたて自らの意思のもと卒業要件単位以上の授業科目履修に加え、資格取得や教員免許状取得要件を勘案しながら、授業科目履修を授業にさきがけ、あらかじめ登録することとなっています。各学科の教育課程表には、必修科目と選択科目が指定され、各学年学期に授業科目が配当されています。必修科目は卒業の要件となる授業科目です。最低履修単位数が定められた科目分野もあります。この冊子「履修の手引」の各要件や各授業のシラバスをよく読み、履修モ

デルを参考に、どの授業科目を履修するかの自らの学修計画をたて、アカデミック・アドバイザーに相談の上、所定の期間に「履修登録票」を学務部教務課に提出して下さい。

登録の無い授業科目や既に単位認定されている授業科目について履修していても、その履修は無効となります。また、登録後の変更は特別の事情の無い限り認めません。登録取消期間中に登録を取り消す場合はアカデミック・アドバイザーの許可を得て教務課に「受講取消願」を提出してください。また、学芸学部では履修中止制度を設けています。各学期開始後6週間目に、アカデミック・アドバイザーの許可を経て、履修の中止を願い出すことができます。

履修登録に関して詳しくは学科ごとに「履修ガイダンス」を行いますので、必ず出席し、担当者から指導を受けてください。わからないことは曖昧にせず、アカデミックアドバイザーや教務課担当者に相談してください。

8. 単位認定と成績

登録した授業科目を履修し、その授業科目の試験において合格と判定された場合、教授会の議を経て所定の単位が認定されます。大学における成績評価は、それぞれの担当教員が定める評価基準に到達しているかどうかを評価する「絶対評価」を採っています。単位認定する場合の成績評価の基準は次の通りです。

成績	評価基準	評価
秀	100点～90点	合格
優	89点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	59点～0点	不合格

成績は成績通知表をもって、所定期間内に通知します。

成績通知表や履修登録票は在学期間中大切に保存し、卒業・資格・免許との関わりでどれだけ取ったのか、取れていないのは何の科目で何単位かを絶えず明らかにして履修するように心掛けてください。

9. 既修得単位等の認定

他の大学又は短期大学ですでに取得した単位がある者が入学した場合（卒業者、中途退学者、編・転入学者など）、在学中に取得した単位の一部について、本学において単位取得したものとみなすことがあります。該当者は、成績(単位修得)証明書等を用意し、自分のアカデミック・アドバイザーにまず相談して下さい。詳細は、「学芸学部編入学既修得単位認定規程」を参照して下さい。

10. 試験

10-1 定期試験

試験は原則として、その学期末に行われます。試験方法には、筆記、レポートおよび実技その他の方法があります。

10-2 受験資格

履修規程第25条により、定期試験を受験するためには次の条件を満たす必要があります。

1. 当該授業科目が履修登録されていること。
2. 当該授業科目の出席が開講時数の2/3以上であること。
3. 授業料等の学納金が納められていること。

10-3 定期試験実施の要領

- ① 試験開始後20分を経過してからは入場することは出来ません。
- ② 受験資格のない者は、試験場に入場出来ません。
- ③ 試験場には筆記用具および許可されたもの以外は持ち込めません。
- ④ 受験生は学生証を所持しなければなりません。
- ⑤ 定期試験の実施要領（試験時間割、および試験方法）はおそくとも試験開始日の一週間前には提示します。

10-4 追試験（履修規程第27条）

定期試験当日やむを得ない事由により受験が不可能となった者は、願い出により、追試験を認められることがあります。追試験の受験資格者は次の者で、試験実施前に教務課まで連絡し試験終了の日から一週間以内に追試験を願い出た者に対して、大学が指定する期間及び方法によって原則として一回限り、実施されます。

追試験受験資格者

- ① 天変地異で当日出席不可能になった者
- ② 疾病のため受験不可能になり、試験実施までに教務課に連絡し、すみやかに医師の診断書を提出した者
- ③ 就職試験のため受験不可能になり、試験実施までに申し出た者
- ④ その他学長が認めた者

追試験を願い出ようとする者は、所定の追試験願に詳細に事由を記載し、教務課へ提出しなければなりません。試験日時、場所、試験方法などは科目ごとに掲示します。

10-5 再試験（履修規程第28条）

定期試験において不可と評価された科目については、願い出により、再試験によって再評価されることがあります。この場合における単位認定の評価は可となります。

再試験受験資格

次のいずれかに該当する者は、再試験の受験資格がありません。

- ① 試験場において答案を提出せず、または棄権の意思を表明した者
- ② 定期試験において不正行為のために答案を没収された者

再試験を願い出ようとする者は、所定の再試験願に所定事項を記載のうえ所定の期日までに教務課へ提出

しなければなりません。再試験は、大学が指定する期間及び方法によって、原則として1回限り行われま
す。

10-6 レポート提出

レポート提出を課された科目は、所定の期日までに、テーマ及び制限枚数等とともに発表されます。レポ
ート試験も追・再試験を行うことがあります。

レポート提出要領:

本学指定原稿用紙またはレポート用紙に、表紙（指定のもの）をつけ提出締切期限までに、教務課レポ
ート受理ボックスへ提出してください。提出時間に遅れたり、直接教員や教務課へ郵送する者がいますが、こ
の場合無効となりますので注意してください。

10-7 試験における不正行為（履修規程第30条）

不正行為を行った者に対しては、当該科目は無効となり教授会の議を経て、無期停学の懲戒が行わ
れます。

11. 欠席・欠課

11-1 長期欠席届

疾病または傷病その他の事故でやむをえず連続して7日間以上にわたって欠席する場合は、医師の診断書、
事故を証明する事由書等を添えて教務課へ届け出てください。

11-2 公用による欠課

公用による欠課とは、学長が授業運営上必要と認め当該学生を欠課させることをいいます。公用による欠
課は、欠課時数に含めません。

11-3 忌引による欠課

忌引の取扱いはつぎの通りです。

死亡した者	忌引日数	
	血族	姻族
父母	7	3
祖父母	3	1
兄弟姉妹	3	1
配偶者	10	
子	5	

忌引による欠課は指定された日数に限り欠課時数に含めません。

忌引による欠課をする者は、ただちに忌引届けをもって教務課に届け出てください。

欠課時数が、開講授業時数の3分の1を越えた場合は、当該授業科目の受験資格を失うので充分注意してください。

12 非常時の臨時授業運営措置

非常時における臨時授業運営措置を、次のように定める。

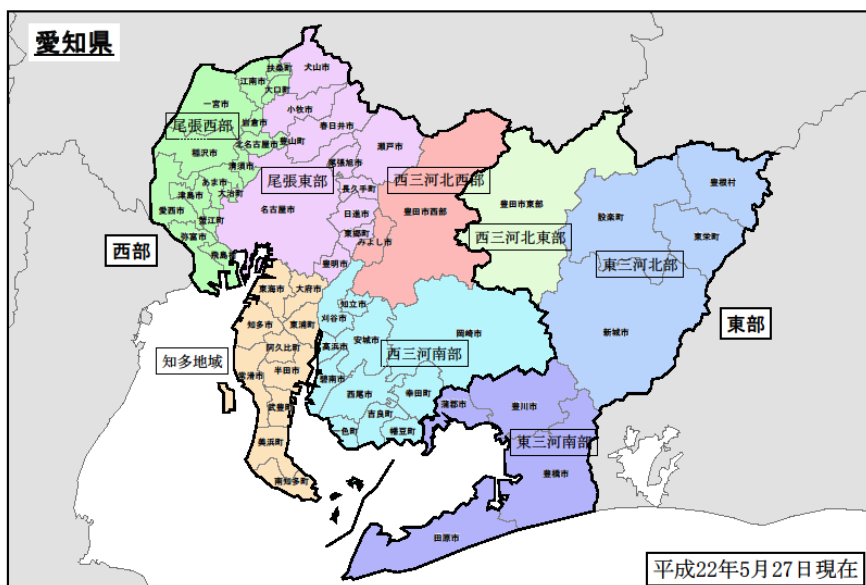
1、非常時とは、以下のことをいう。

- 1) 愛知県の尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河南部のうちいずれかの地域に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合
- 2) 上記の地域に「東海・東南海地震注意情報」又は「東海・東南海地震予知情報」が発令された場合
- 3) 名鉄電車名古屋本線（東岡崎駅～名鉄一宮駅間）又は名古屋市営地下鉄・バスが、ストライキや自然災害などにより運休した場合
- 4) その他、特別な事由により学長が非常時を宣言した場合

2、非常時の授業運営は、以下のとおりとする。

- 1) 午前6時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- 2) 午前6時現在、発令されている場合は午前中の授業は休講とし、午前10時までに解除された場合は、午後（3時限）から授業を行う。
- 3) 午前10時現在、発令されている場合は全日休講とする。
- 4) 授業開始以降に警報等が発令された場合は授業は中止し、その後は休講とする。

◇愛知県予報区の地図



13. 学籍異動

13-1 休学（学則第17条）

13-1-1 休学は、病気、その他の理由で止むを得ず3ヶ月以上出席することが困難となり、一時的に就学を離れる場合をいいます。

13-1-2 休学しようとする者は、あらかじめ自分のアカデミック・アドバイザーに相談をし、本学所定の用紙（休学願）に保証人連署の上、その理由を具体的かつ明確に記載し、医師の診断書又は事由を証する書類を添付し、教務課へ願い出てください。

13-1-3 休学は、許可された日から1ヶ年以内に限りです。その後引き続き休学するときは改めて、休学願を提出しなければなりません。

13-1-4 休学の許可は、教授会の議を経て学長が行い、許可・不許可は教務課を通じ、本人宛通知します。

13-1-5 休学中は学生としての身分が停止されるので、休学期間の学費は免除されます。休学期間中は在学期間に算入しません。

13-2 復学（学則第18条）

13-2-1 休学期間が満了したとき、または、休学期間内において休学の事由が止んだときは、直ちにその旨を本学指定の用紙（復学願）に保証人連署の上、具体的に事由を記載し、教務課へ願い出てください。

13-2-2 復学の許可は、教授会の議を経て学長が行います。

13-3 退学（学則第21条）

13-3-1 退学は、経済的または健康上修学の継続が困難となった者、および修学の意思がなくなった者が、就学の状態から全く離れる場合をいいます。

13-3-2 退学する者は、あらかじめ自分のアカデミック・アドバイザーに相談をし、本学所定の用紙（退学願）にその事由を具体的かつ明確に記載し、保証人連署の上、学生証を添付し教務課へ願い出てください。

13-3-3 退学の許可は、教授会の議を経て学長が行います。

13-3-4 退学の許可通知は、教務課を通じて本人宛に行います。

13-4 除籍（学則第22条）

次の事項に該当する者は、教授会の議を経て、除籍されます。この場合、その旨本人および保証人宛通知します。

- ① 在学年限をこえた者
- ② 休学期間をこえても、何らかの手続きもとらない者
- ③ 長期間にわたり行方不明の者
- ④ 授業料納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- ⑤ 在学中に死亡した者

13-5 復籍（学則第23条）

「除籍」となっている者のうち、次の事項に該当する者は、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができます。

- ① 長期間にわたり行方不明で除籍された者が、復籍を願い出た場合
- ② 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

13-6 懲戒（学則第38条）

13-6-1 教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがあります。懲戒には次の種類があります。

- 1) 訓告
- 2) 停学
- 3) 退学

13-6-2 懲戒による退学は次のいずれかに該当する者に対して行います。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 正当な理由がなく出席が常でない者
- ③ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

13-7 転学部・転学科（学則第19条）

所属している学科に1年以上在籍し、年度終了時に十分な転学部・転学科の理由がある場合、審査の上転学部・転学科を認められる場合があります。

（詳細は「桜花学園大学転学部・転学科規程」参照）

13-8 編入学（学則第15条）

編入学を志願する者があるときは、選考の上、3年次に入学を認めることがあります。

（詳細は「編入学規程」参照）